

千葉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

千葉市長 神谷俊一

## 千葉県規則第25号

千葉県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部  
を改正する規則

千葉県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年  
千葉県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「。以下「会計年度給与条例」という。」を削る。

別表第5第3項中「。ただし、2日を超えることはできない。」を削  
る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表第5  
第3項の規定は、令和2年4月1日から適用する。